１９大安衛委－３
２０１９年４月２５日

統括安全衛生責任者
元方安全衛生管理者
安　全　責　任　者
衛　生　責　任　者
殿

大阪本店安全衛生管理委員会

５・６月度「熱中症防止対策推進月間」について
（全国安全週間準備期間６月１日～６月30日）

４月17日現在の安全成績は災害件数12件と、４月管理値21件を下回り、順調に推移しています。
大阪本店では熱中症予防意識が広く浸透しているものの、昨年は２件発生しました。作業所で“初めての夏”を迎える作業員にとっては、熱中症の予防方法がわからず我慢してしまい、熱中症を発症するリスクが高くなります。
今年も厳しい暑さが予想され、高温多湿の厳しい作業条件が見込まれます。熱中症は、日々の体調管理を確実に実施し、自律神経を正常に機能させ、充分な水分及び適度な塩分の補給を柱とした予防対策を行うことにより、確実に防止できる労働災害です。
本年も昨年に引き続き、熱中症発症０件の達成を目標に活動を推進します。
熱中症防止は早期発見、早期手当が回復の鍵となります。熱中症の前兆として「筋肉の硬直」や「めまい」または「たちくらみ」が現れた場合は、我慢や無理をせず休憩を取り、スポーツドリンク等で水分・塩分の補給を行ってください。
ついては、下記のとおり各作業所において早期に昨年までの“熱中症予防対策”をよりスパイラルアップして、確実に実行しその予防に努めてください。

記

１．実施期間
５月１日～６月30日（熱中症防止対策推進期間：５月１日～９月30日）

２．月間目標
「熱中症防止対策推進月間」

３．スローガン
「休憩・給水・体調管理　みんなで防ごう　熱中症」

４．重点実施事項
（１）熱中症予防対策【必須12項目】（別紙１）
①　一人ひとりの体調管理
②　全員で作業前の体調チェック
③　作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給
④　熱中症予防保護具の着装（防暑タレ等は屋内作業従事者を除く）
⑤　熱中症予防ポスター（別紙２）掲示とＷＢＧＴ値（別紙３）の活用
⑥　熱中症パトロールの実施
⑦　工場扇風機、ミスト扇風機、スポットクーラー等の活用
⑧　塩飴類・ウォータークーラー・製氷機の配置
⑨　スポーツドリンク類の自動販売機を設置
⑩　作業場所近くにクールダウンスペースを設置
⑪　事務所に緊急用「冷却パック」「経口補水液」を常備
⑫　平均台歩行による体調チェック

（2）「事業主熱中症ゼロ宣言」の掲示（5月1日～9月30日）（別紙４）
「絶対に自社従業員を熱中症から守る！」という強い決意として、事業主が従業員に熱中症予防対策となる行動を確実に実施させるべく「事業主熱中症ゼロ宣言」を5月、6-7月、8-9月の計3回、ＲＡＫＹボードに掲示する。5月は宣言を実行に移す期間、6-7月は宣言が確実に実施できているか事業主自らフォロー巡回を行い、自社の作業状況を確認する期間、8-9月は事業主巡回を行うと共に、6-7月巡回の教訓を生かし、もっと従業員を守るための活動を展開する期間とする。

（3）作業員自身の体調管理（自律神経の正常な機能を維持させる）
① 十分な睡眠を取る。
② 過度の飲酒は控える。
③ 朝食、昼食を必ず摂る。
④ 風邪等の発熱時は作業を控える。
⑤ 僅かでも体調不良を感じた場合、報告・相談して作業の可否を判断する。
⑥ “喉の渇き”の自覚症状の有無に係らず作業前及び作業中に水分、塩分のこまめな補給をする。(濃度0.1～0.2%の食塩水又はナトリウム40～80mg/100mℓ のスポーツドリンクを20～30分毎にカップ１～２杯が摂取量の目安)
⑦ 「めまい・立ちくらみ」を感じたら速やかに報告後休憩し、身体を冷却すると共にスポーツドリンク、経口補水液等にて水分・塩分を補給する。

（4）服装・保護具・作業環境の管理
① 体を冷やして発汗を抑える効果のある空調服の着用を推奨する。当社社員においても、5月より空調服の申し込みが開始されるので作業所にて積極的な導入を検討すること。
② 作業員の服装は、直射日光を避けるため「長袖シャツ」の着用を指導し、肩・腕を露出しての作業は厳禁とする。
③ 作業環境に応じて、防暑タレ・首筋冷却ベルト・冷却ベスト等の熱中症予防保護具を着装するよう指導する。
④ 「熱中症予防対策【必須12項目】」（別紙１）を参考として作業環境を整える。

（5）ＷＢＧＴ値（暑さ指数）の活用
① ＷＢＧＴ値とは気温と湿度によって決まる「暑さ指数」（別紙３）であり、各作業所ではＷＢＧＴ値を参考に作業場所に応じた熱中症予防対策を徹底する。
② 熱中症の発生はＷＢＧＴ値が31℃を超えると急増するため、当日のＷＢＧＴ予報値を朝礼でアナウンスし、注意喚起する。

（6）作業前及び作業中の体調確認及び作業中の巡視の徹底
① 事業主に対して自社作業員の健康診断時における有所見の把握を行い、就業上の措置等について確実に実施するよう指導する。
② 当社職員、職長は新規入場時や朝礼時（ＲＡＫＹ時）に声掛けによる作業員の健康状態の確認を行う。睡眠不足、二日酔い、空腹、発熱、下痢等の体調不良者については各職長に適正配置（作業中止含む）を確実に行わせる。
③ 作業員は作業中30分に１回程度はお互いに声を掛け合い、他職であっても熱中症が疑われる作業員を発見した時は、当社職員、職長へ連絡するよう指導する。
④ 水分及び塩分の摂取状況確認、熱中症を疑わせる兆候の早期発見と速やかな対応措置を目的に当社職員、職長による巡視をこまめに行う。

（7）所長安全宣言、職長安全宣言に熱中症予防に関する実施事項を明記する。

（8）熱中症発症時の処置
① 口から水分補給できる場合は、体を冷却し、スポーツドリンク・経口補水液等を補給する。
② 口から水分補給できない場合は、すみやかに病院へ搬送する。
③ 意識が無い場合は、救急車にて緊急搬送する。

5．全国安全週間準備期間について
本年度の第91回全国安全週間は6月を準備期間、7月1日～7月7日を本週間として展開されます。
安全週間が意義あるものとなるよう、安全週間活動を通じて作業所全員が安全意識の向上に努めること。

6．添付資料
（別紙１）熱中症予防対策【必須 12 項目】
（別紙２）熱中症予防ポスター（熱中症を予防しよう！）
（別紙３）ＷＢＧＴ値と気温・相対温度との関係

以　上

熱中症予防対策【必須12項目】

（別紙1）

① 【体調】一人ひとりの体調管理（睡眠不足・過度の飲酒・朝食抜き・発熱は危険）
② 【体調】 全員で作業前の体調チェック（当社従業員、職長が中心となり実施）
③ 【飲む】 作業前・作業中の水分・塩分のこまめな補給

（濃度0.1-0.2%の食塩水又はナトリウム40-80mg/100mlのスポーツドリンクを20～30分毎にカップ1-2杯が摂取量の目安）

④ 【遮る】熱中症予防保護具の着装（防暑タレ・首筋冷却ベルト・冷却ベスト等）
⑤ 熱中症予防ポスター掲示とＷＢＧＴ値（暑さ指数）の活用
⑥ 【飲む】熱中症パトロールの実施（体調確認・スポーツドリンク配布等）
⑦ 【冷やす】工場扇風機、ミスト扇風機、スポットクーラー等の活用
⑧ 【飲む】塩飴類・ウォータークーラー・製氷機の配置
⑨ 【飲む】スポーツドリンク類の自動販売機を設置
⑩ 【冷やす】作業場所近くにクールダウンスペース（冷却休憩施設）を設置
⑪ 【冷やす】事務所に緊急用冷却パック・経口補水液等を常備
⑫ 【体調】平均台歩行による体調チェック

竹中工務店

実施期間：2019.5～2019.9

熱中症を予防しよう！

（別紙2）

WBGT	21℃以上25℃未満	25℃以上28℃未満	28℃以上31℃未満	31℃以上
熱中症警戒レベル	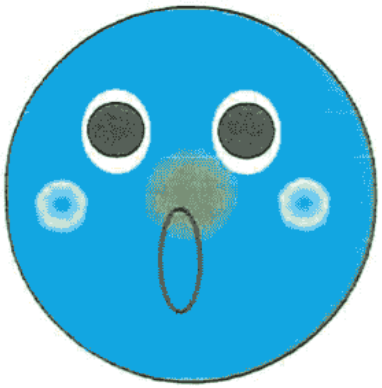			
	注意！	警戒！	厳重警戒！	危険！
	1回以上／60分	1回以上／60分	1回以上／45分	1回以上／30分
	午前1回 午後1回	午前1回 午後1回	午前2回 午後2回	午前3回 午後3回

「めまい」「こむらがえり」は熱中症の前兆です。すぐに休憩しましょう！

竹中工務店

実施期間：2019.5～2019.9

WBGT値と気温・相対湿度との関係 （別紙3）

相対湿度（%）

気温（℃）	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値

危険 31以上
厳重警戒 28以上～31未満
警戒 25以上～28未満
注意 25未満

災害事例・再発防止情報

タイトル	軍手の火を消すため両手で押さえた際手指を火傷した
災害発生日	2019年2月20日（水） 10時10分　天候（曇）

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務（通常）
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	その他仕上	年齢	51歳
	経験年数	18年	就労日数	261日
災害情報	型別	高温、低温の物との接触	起因別	引火性の物
	被災工程	仕上工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	手指ー肩		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	総合病院 / 自然科学研究所		
	構造	S / RC	階数	B2 F10 P2
1次協力会社	被災者系列	2次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午前・10時10分頃・作業所B1階資材ヤードで
	誰が誰と	被災者が合番者と
	何をしていた時	切断した軍手指先のほつれ解消の為、ライターであぶった際
	どうなったか	シンナー付着のため軍手が燃え、消そうとした両手も火が付き火傷

災害発生状況図

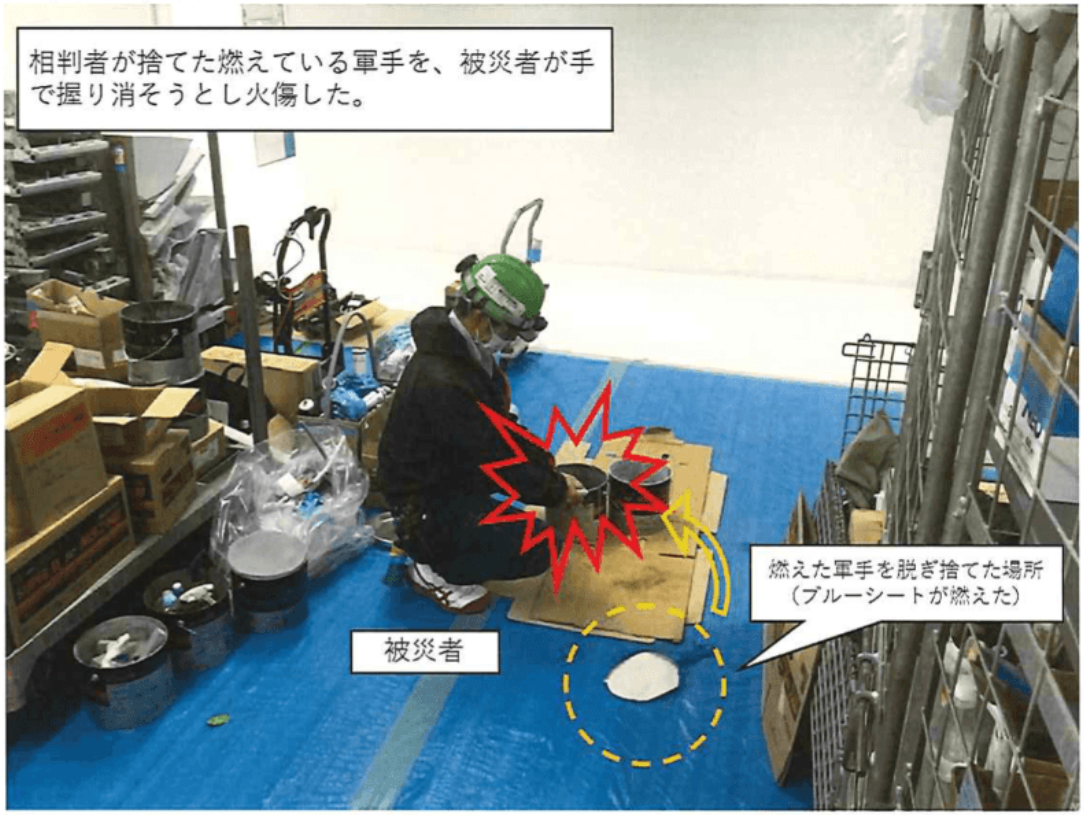

発生要因	1	合番者が作業をしやすくするため、シンナー洗浄に使った軍手の指先を切断し、切断面のほつれを無くすため切断面をライターの火であぶった。
	2	被災者は燃えている軍手の火を消すため、自分が着装していたシンナーが付着した軍手のまま両手で押さえて消そうとした。
	3	合番者はシール工としての経験年数が8カ月であり、今までヒヤリハットの経験がなく危機感が薄かった。また、資材の扱いについて有機溶剤保管責任者からの指導がなかった。

再発防止策	1	シンナー等可燃性の資材を使用する場合は、火気を使用して軍手切断面のほつれ解消を行わない。軍手の切断加工はハサミ等を使用する。
	2	燃えている軍手の火を燃え広がらない場所へ移動させる際は、直接手でふれない方法を取り、防火バケツの水を用いて消火する。
	3	有機溶剤作業主任者が、作業員新規入場時に指導する。また、周知徹底を図るため、作業時や定期的に現地・現時に指導する。

西日本品牒１９－３
２０１９年4月１７日

支　店　長
部　門　長　殿

品　質　部
品質管理委員会

5月、6月度「漏水問題撲滅月間」について

2018年12月20日付通牒（西日本品牒18-8）『2019年度「品質管理月間目標」及び「スローガン」の設定について』に基づき、下記のとおり「品質管理月間目標」、「スローガン」及び「重点実施事項」を設定し、品質管理の徹底を図ります。
5月、6月は「漏水問題撲滅月間」としますので、下記事項を確実に実施し、品質の確保に努めてください。

記

1．「品質管理月間目標」及び「スローガン」

月	月間目標	スローガン
5・6	漏水問題撲滅月間	事前に確認「止水ライン」！ 現地を確認「止水納まり」！

2．重点実施事項
作業所は、施工段階において、漏水問題の未然防止のために次のポイントを抽出して漏水問題撲滅ファイルにファイリングするとともに、作業所内及び協力会社作業員に確実に伝達し、実施する。
（1）技術審査会での漏水に関する指摘事項と処置内容
（2）設計意図の伝達内容
（3）漏水リスクが高い部位の施工図上での適切な指示
（4）施工図上で別途工事と表現されている部位への施工協力会社への図面による確実な指示（特にシール工事）
（5）３Ｄスケッチ、モックアップでの検討内容（必要に応じて）
（6）施工手順の確認（特に最初の工区では施工手順のプロセスを写真等で記録し周知する）
（7）雨水排水計画・施工図及び作業所担当者・協力会社の責任区分
（8）現地現物での確認と必要箇所での散水試験の実施

3．3、4月月間目標のフォローと継続について
3、4月月間目標「品質コミュニケーション強化月間」において取り組んだ活動状況のフォローを行うとともに、今後も作業所、協力会社及び内勤関連部門が一体となり、基本に戻って品質を確実に確保するよう活動を継続する。

4．問合せ先
品質部　　河野（内線　891-42217）
技術部　　青木（内線　891-12577）

以　上

不休

災　害　情　報

2019年 4月11日作成
安全環境部

タイトル	ステージ足場に設置した立馬が転倒し立馬上から転落	神戸 地区

災害発生日時		2019年4月5日（金）19時20分頃[晴]	
職　種	内装工	年　齢	44歳
経験年数	23年0ヶ月	就労日数	116日
負傷部位	脚部	起因物	立脚足場、可搬式作業台、立馬
型　別	墜落、転落	負傷程度	左足首腫れ、左膝切創、左肘打撲
属　性	一人親方	起因工事	仕上工事
所属会社	—		
工事概要 工事種別	新築	施工区分	単独
工事概要 建物種別	一般事務所	工　期	18/3/1-20/11/30
工事概要 階　数	B0 F5 P0	構　造	S

発生状況

被災者は、一般天井面から高さ1m折上がっている楕円形の折上げ部分の軽鉄下地組のため、一般天井用作業用に組まれたステージ足場の上に、立馬（マキシムベースH900）を設置して作業を行っていた。その際、立馬の脚が補助布板の端に設置され、かつ隙間ができていることを確認出来ていなかった。立馬上で作業を進めているうちに補助布板もしくは立馬の足元が動いたため、立馬の脚が隙間にはまってしまい立馬が転倒するとともに被災者も立馬上からステージ足場上へ転落した。

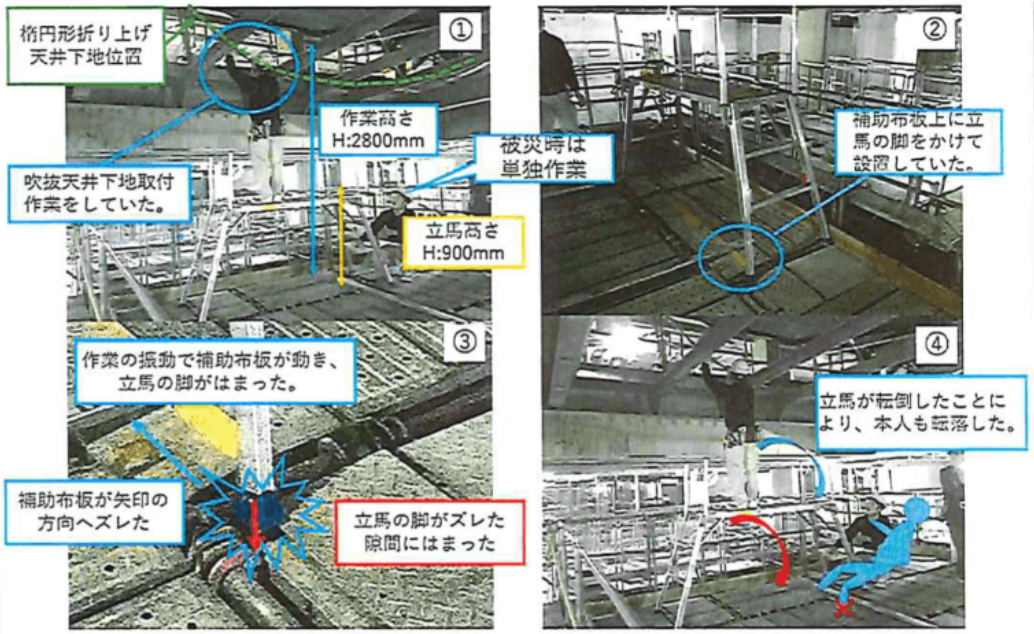

災害形成要因（問題点）

1	ステージ足場の隙間が完全にふさがれていない状況でステージ足場上で立馬作業を行った。
2	立馬の足元がステージ足場の補助布板端部に設置されていたこと、立馬上での作業中に立馬の足元もしくは補助布板が動いたことを確認できていなかった。
3	当社担当者と打合せ、連絡をせず、職長の判断で施工方法を決めた。その際に現地KYを実施していなかった。
4	———

再発防止対策

ステージ足場上では立馬作業は行わない。万が一ステージ足場上で立馬作業を行う場合は、布板、建枠間の隙間を十分に強度のある板等で完全にふさいだ状況下で使用する。
立馬使用開始時はがたつきや転倒しないよう足元の安全確認をしっかりと行う。
職長を中心に作業前に現地KYを確実に実施し、施設の是正が必要な場合は必ず当社担当者へ連絡し、是正を確認後に作業を行う。当社担当者は危険箇所がないか、作業方法に危険が無いか各作業場所を巡回し、必要であれば即是正手配を行う。
———

災害事例・再発防止情報

登録番号：N71902F002（別紙10）

タイトル	天井トラス内移動中天井を踏抜き１階床へ約4.5m墜落
災害発生日	2019年2月13日（水） 13時25分　天候（晴）

災害属性	被災程度	不休	災害種別	業務（通常）
	被災者属性	労働者		
被災者	職種	空気調和職種	年齢	21歳
	経験年数	1年	就労日数	85日
災害情報	型別	墜落、転落	起因別	通路
	被災工程	設備工事	被災作業	その他作業
	死傷病部位	背部		

工事情報	工事種別	増築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	工場		
	構造	S	階数	B0 F2 P0
１次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午後・13時25分頃・天井トラス内で
	誰が誰と	被災者は
	何をしていた時	ダクト固定作業中キャットウォークから足場のない場所に立ち入り
	どうなったか	天井を踏抜き、１階床まで約4.5m墜落した。

災害発生状況図

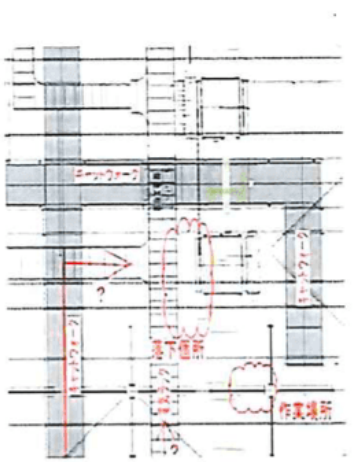



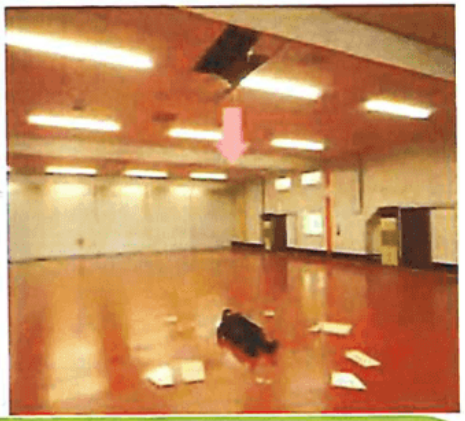

キャットウォークから足場のない天井部分に侵入し、１階床まで約4.5m墜落

発生要因	1	３年未満の未熟練者は、トラス内作業禁止（高所作業）の作業所ルールを取決めていたが、経験２年にもかかわらずトラス内作業に従事していた。
	2	関係作業員への具体的な安全指示・作業通路の指示がなされていなかった。
	3	トラス内の施設点検及び安全巡回が実施されていなかった。＊東北統牒14-1（天井内作業について）の未実施事項

再発防止策	1	作業従事者の経験年数や健康状態等がわかる作業当日の計画書を作成し、毎日確認する。作業内容及び作業位置について事前に打合せし、作業場所や安全通路、下部立入禁止などの範囲を確認・調整する。上記内容をトラス内出入口に誰もが確認できるように掲示する。
	2	前日の作業打合せにてトラス内作業内容及び作業位置、それに伴う作業方法や安全通路、下部立入禁止エリアの設定等について打合せ調整し、平面図にまとめ、当日の作業ミーティングやKY活動でトラス内入場者に具体的に周知する。
	3	トラス内作業を実施する際は、一次協力会社から巡回点検確認者を選任（計画書に名前を記入）させ、作業状況の巡回点検確認と指導を実施する。

災害事例・再発防止情報

登録番号：I218124001　（別紙８）

タイトル	２階中庭庇屋根を移動中に足から落ちて負傷
災害発生日	2018年12月24日（月）16時0分　天候（晴）

災害属性	被災程度	休業4日以上	災害種別	業務（通常）
	被災者属性	一人親方		
被災者	職種	板金工	年齢	55歳
	経験年数	37年	就労日数	45日
災害情報	型別	墜落、転落	起因別	屋根、はり、もや、けた、合掌
	被災工程	仕上工事	被災作業	屋根葺き
	死傷病部位	脚部		

工事情報	工事種別	新築	受注形態	当社元請
	工事区分	請負工事	施工区分	単独
	建物種別	ショッピングセンター / 建物解体工事		
	構造	その他	階数	B0 F2　P0
１次協力会社	被災者系列	3次会社	竹和会	会員
	安衛協	加入	互助事業	加入

発生状況	いつどこで	午後・16時頃・２階中庭庇屋根の上で
	誰が誰と	被災者が
	何をしていた時	庇屋根の上を移動しようと庇に乗ったところ
	どうなったか	滑り落ちて足からスラブに着地して両足かかとを負傷した

災害発生状況図

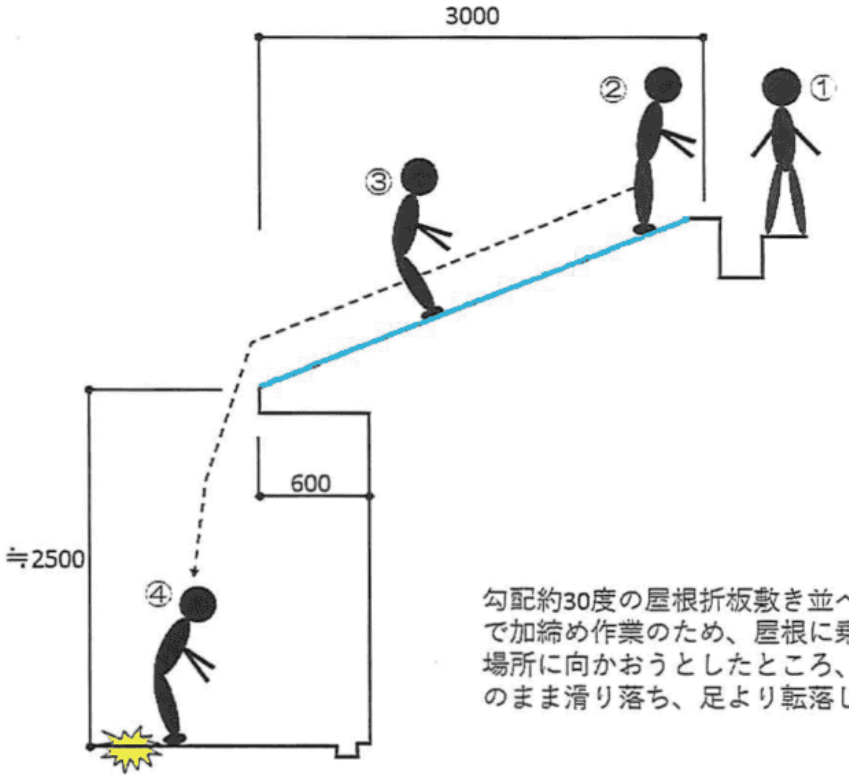

勾配約30度の屋根折板敷き並べ完了部分で加締め作業のため、屋根に乗り、作業場所に向かおうとしたところ、後ろ向きのまま滑り落ち、足より転落した。

発生要因	1	道具を取りに行った場所から、屋根の上で作業場所に移動した。
	2	当日の作業所終了後に、別の作業を指示したがＫＹＭを行っていなかったため、作業環境を把握していなかった。
	3	落下防止用のローリングタワーと安全帯を使用できる設備を設置してから、作業をするルールであったが、準備未了のうちに応援作業を黙認した。

再発防止策	1	滑りやすく斜めになっている屋根の上は、落下防止対策をとらずに上がらない。
	2	職長は、現地確認をした上、作業員に作業手順の周知を図る。安全設備が不備の状態で作業を行わない。
	3	作業前に落下防止用の既設のローリングタワーの設置を徹底するに加えて、屋根全域に安全ロリップを設置し落下防止を図る。庇付近は安全帯を掛けられるワイヤー設備を設置する。